

## 人材開発支援助成金制度導入・適用計画変更届

提出日 平成 年 月 日

労働局長 殿

標記について、次のとおり提出します。

|                      |               |                            |       |
|----------------------|---------------|----------------------------|-------|
| 事業主<br>1 又は<br>事業主団体 | 所在地 (〒 )      | 所在地 (〒 )                   |       |
|                      | 名称            | 代理人<br>又は事務<br>代理者・代<br>行者 | 名称    |
|                      | 代表者氏名         |                            | 代表者氏名 |
|                      | 印             |                            | 電話番号  |
| 印                    |               |                            |       |
| 2 計画届の認定番号           |               |                            |       |
| 3 雇用保険適用事業所番号        |               | 4 労働保険番号                   |       |
| 5 制度導入・適用計画期間        |               | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日        |       |
| 6 届出に関する担当者          | 所属            | 電話番号                       | - -   |
|                      | 氏名            | F A X                      | - -   |
|                      |               | e-mail                     |       |
| 7 変更内容               | セルフ・キャリアドック制度 |                            |       |
|                      | 教育訓練休暇等制度     |                            |       |
|                      | 技能検定合格報奨金制度   |                            |       |
|                      | 社内検定制度        |                            |       |
|                      | 業界検定制度        |                            |       |

**【注意事項】**

- 一 1欄について、セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度について本書類を提出する場合は「申請する事業所」についてを、業界検定制度について提出する場合は「申請する事業主団体等について」それぞれ記入してください。
- 二 3欄について、セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度について本書類を提出する場合は「主たる事業所」(※1)の雇用保険適用事業所番号を、業界検定制度について提出する場合は「事業主団体等の雇用保険適用事業所番号」をそれぞれ記入してください。
- 三 4欄について、セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度、技能検定合格報奨金制度、社内検定制度について本書類を提出する場合は「主たる事業所」(※1)の労働保険番号を、業界検定制度について提出する場合は「事業主団体等の労働保険番号」をそれぞれ記入してください。  
(※1)主たる事業所とは、登記簿謄本に記載されている事業所を指します。ただし、主たる事業所が雇用保険適用事業所でなく事業実態がない場合は、任意の雇用保険適用事業所を主たる事業所とすることができます。
- 四 本様式に押印された事業主又は事業主団体等(代理人)印は、雇用保険適用事業所設置届に押印された事業主印と同一でなくてはなりません。

※労働局処理欄